

船舶事故調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月10日 17時20分ごろ
発生場所	滋賀県大津市琵琶湖大橋西端部南西方沖（琵琶湖南西部） 雄琴 ^{おごと} 四等三角点から真方位161°1,250m付近 （概位 北緯35°04.9′ 東経135°53.9′）
事故の概要	水上オートバイ ^{メリージェーン フォー} Mary Jane IVは、遊走中、また、水上オートバイ ^{メリージェーン} MaryJaneは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ Mary Jane IV、0.2トン 240-66208 愛知、株式会社山京 B 水上オートバイ MaryJane、0.2トン 240-65470 岐阜、株式会社全農林
乗組員等に関する情報	A 操縦者A、操縦免許 なし B 操縦者B、操縦免許 なし
負傷者	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部船底に擦過傷 B 船尾部に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、操縦者A及び同乗者1人が乗り、遊走していたところ、B船と衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗り、機関を停止して漂流中、操縦者Bが、機関音を聞くとともに、右舷船尾方から接近するA船に気付いたが、A船と衝突した。 操縦者Bは、水上オートバイの操縦経験があった。
分析	A船は、漂流中のB船と衝突したものと考えられるが、操縦者Aから情報を得ることができなかったため、B船と衝突した状況を明らかにすることはできなかった。 B船は、操縦者Bが、右舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。 操縦者A及び操縦者Bは、特殊小型船舶操縦士の免許を受有していなかったことから、水上オートバイを操縦してはならなかった。
原因	本事故は、A船が遊走中、B船が漂流中、両船が衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特殊小型船舶操縦免許を取得せずに、水上オートバイを操縦しないこと。
-----------	---